

～遊漁船業者登録(更新)申請書類一覧～

	個人	法人
登録申請者関係	①(別記様式第1号)遊漁船業者登録申請書 手数料:新規¥15,000、更新¥12,000	①(別記第1号)遊漁船業者登録申請書 手数料:新規¥15,000、更新¥12,000
	②(別記様式第2号)誓約書	②(別記様式第2号)誓約書
	③損害賠償保険の保険証券の写し (てん補限度額: 1人あたり5千万円以上×利用定員数)	③損害賠償保険の保険証券の写し (てん補限度額: 1人あたり5千万円以上×利用定員数)
	④使用船舶の船舶検査証書の写し	④使用船舶の船舶検査証書の写し
	⑤申請者の住民票の妙本又はこれに代わる書面 (運転免許証や住所記載のある健康保険証、 小型船舶操縦士免許等の写し) ※⑧に住所記載があれば省略可	⑤登記簿謄本(現在事項全部証明書) ※目的(業務内容)に遊漁船業又はそれに該 当する事業が記載されていること
	⑥未成年者である場合 その法定代理人の住民票の妙本又はこれに 代わる書面(運転免許証や住所記載のある健 康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し)	⑥役員全員の住民票の妙本又はこれに代わる 書面(運転免許証や住所記載のある健康保 険証等の写し) ※⑧に住所記載があれば省略可
	⑦業務規程	⑦業務規程
遊漁船業務主任者関係	⑧海技免状、又は小型船舶操縦士免許の写し ※「特定」の表記があること	⑧海技免状、又は小型船舶操縦士免許の写し ※「特定」の表記があること
	⑨(別記様式第3号)遊漁船業務主任者の実務 経験又は実務研修を証する書面 →実務研修の場合、1日につき5時間以上、 30日以上 ※実務研修を受けた場合、証明者の身分証 明書の写しを添付して下さい	⑨(別記様式第3号)遊漁船業務主任者の実務 経験又は実務研修を証する書面 →実務研修の場合、1日につき5時間以上、 30日以上 ※実務研修を受けた場合、証明者の身分証 明書の写しを添付して下さい
	⑩(別記様式第3号の2)誓約書	⑩(別記様式第3号の2)誓約書
	⑪遊漁船業務主任者を養成するための講習会を 受講したことを証する修了書の写し(※1)	⑪遊漁船業務主任者を養成するための講習会 を受講したことを証する修了書の写し(※1)
	⑫選任した遊漁船業務主任者の住民票の妙本 又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記 載のある健康保険証等の写し) ※⑧に住所記載があれば省略可	⑫選任した遊漁船業務主任者の住民票の妙本 又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記 載のある健康保険証等の写し) ※⑧に住所記載があれば省略可

※1 遊漁船業務主任者講習会の有効期限は終了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年を経過していないこと。